

# 宮津市公報

令和3年10月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 規 則

- 15 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 1

### 告 示

- 124 宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する  
要綱 ..... 1
- 125 宮津市放課後児童健全育成事業委託事業者選考委員会設置要綱 ..... 1
- 126 宮津市自治功労者等表彰規程の一部を改正する規程 ..... 2
- 127 宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理  
手数料の徴収及び収納の事務委託 ..... 2
- 128 宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理  
手数料の徴収及び収納の事務委託に係る取扱者の変更届出 ..... 3

### 公 告

- 39 宮津市職員採用試験【後期試験】実施要項 ..... 3
- 40 公示送達 ..... 8
- 41 農用地利用集積計画の縦覧 ..... 8
- 42 宮津市人事行政の運営等の状況の公表 ..... 8
- 43 公示送達 ..... 13
- 44 地籍調査による地図及び簿冊の作成 ..... 13

### 水 道 企 業

#### 《上下水道告示》

- 13 宮津市指定給水装置工事事業者の廃止 ..... 13
- 14 宮津市指定給水装置工事事業者の指定の変更 ..... 14

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 22 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 15

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 10 宮津市農業委員会定例総会の招集 ..... 15

## 規 則

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 24 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第15号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成 6 年規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「令和 3 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

宮津市告示第124号

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 9 月 8 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和 3 年告示第109号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 9 条第 2 項を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市告示第125号

宮津市放課後児童健全育成事業委託事業者選考委員会設置要綱を次のように定める。

令和 3 年 9 月 8 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市放課後児童健全育成事業委託事業者選考委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 宮津市放課後児童健全育成事業を委託するに当たり、委託事業者を公平かつ適正に選考するため、宮津市放課後児童健全育成事業委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 選考委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を市長に報告する。

- （1）委託事業者の選考基準の策定に関すること。
- （2）委託事業者の審査及び選考に関すること。
- （3）その他委託事業者の選考に関し、市長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 選考委員会は、委員 8 人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育の関係者
- (2) 教育及び子育て支援に関する団体の関係者
- (3) 児童の保護者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から前条に規定する委託事業者の選考結果を市長へ報告する日までとする。

(委員長)

第4条 選考委員会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

- 2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、学校教育担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営について必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第126号

宮津市自治功労者等表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年9月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市自治功労者等表彰規程の一部を改正する規程

宮津市自治功労者等表彰規程（昭和33年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 9年以上教育長の職にあった者

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第127号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事

務を令和3年9月23日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年9月23日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住 所 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

氏 名 ウエルシア薬局株式会社

代表取締役 松本 忠久

\* \* \*

宮津市告示第128号

令和3年4月1日付け宮津市告示第49号で告示した宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を委託した者について、吸収合併に伴う取扱者の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年10月1日

宮津市長 城崎雅文

記

1 変更事項

委託者の住所及び氏名

変更前

住 所 舞鶴市字福来1111番地の2

氏 名 株式会社太陽堂

変更後

住 所 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1

氏 名 株式会社ユタカファーマシー

2 変更日

令和3年10月1日

公 告

宮津市公告第39号

宮津市職員採用試験【後期試験】実施要項

令和3年度宮津市職員採用試験【後期試験】を次のとおり実施します。

令和3年9月3日

宮津市長 城崎雅文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 一般試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	平成5年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和4年3月末日までに卒業見込みの方

一般事務職 (障害者対象)	平成5年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和4年3月末日までに卒業見込みの方 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※上記①、②及び③の手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。
土木技術職	平成5年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は令和4年3月末日までに卒業見込みの方
保健師	平成5年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（令和4年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）

※ 「保健師」において、免許等を取得見込みで受験した方が、令和4年3月末日までに免許等を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

## (2) 社会人試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	次の要件①及び②を満たす方 ① 昭和61年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方 ② 民間企業等で職務経験が5年以上ある方（令和3年9月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。 【次のいずれかの職務経験等を有する方を特に求めています】 ・移住・定住支援業務の経験者 ・地域経済の活性化や経営支援、経営合理化、金融業務等の経験者 ・広報活動、情報発信業務の経験者 など
一般事務職 (障害者対象)	次の要件①、②及び③を満たす方 ① 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方 ② 民間企業等で職務経験が5年以上ある方（令和3年9月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。 ③ 次のいずれかに該当する方 (1)身体障害者手帳の交付を受けている方 (2)都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※ 上記(1)、(2)及び(3)の手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(3) 採用予定者数 ((1) 一般試験と(2) 社会人試験の合計人数)

試験区分	採用予定者数
一般事務職	若干名
一般事務職 (障害者対象)	若干名
土木技術職	若干名
保健師	若干名

2 試験の日時及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日時	令和3年10月17日(日) 午前8時30分(午前8時20分集合)	令和3年11月中旬 ※予定
場所	宮津市地域ささえあいセンター	宮津市役所

■ 一般事務職(障害者対象)の試験については、受験上必要となる配慮の状況により、試験日時等を変更する場合があります。

■ 新型コロナウイルス感染症対策のため、会場等を変更する可能性があります。

3 試験方法及び内容

(1) 一般試験

第1次試験

①試験科目

区分	試験科目
一般事務職	一般教養試験・作文・適性検査
一般事務職 (障害者対象)	一般教養試験・作文・適性検査
土木技術職	一般教養試験・専門試験(土木)・適性検査
保健師	一般教養試験・専門試験(保健師)・適性検査

②試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題 試験時間2時間(高校卒、保健師は1時間30分)
土木 (大学・短大・高専 卒)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画 を含む。)、材料・施工
土木 (高校卒)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力 学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作文	筆記試験 試験時間50分

第2次試験

① 身体検査

健康診断書提出により審査(健康診断書は、令和3年9月3日以後に診断されたものに限る。)

## ② 個別面接

## (2) 社会人試験

## 第1次試験

## ① 試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	基礎教養試験・適応性試験・作文
一般事務職 (障害者対象)	

## ② 試験方法・内容

基礎教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数75題・試験時間1時間30分 (出題分野) 社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考を問う分野の3分野から出題 (備考) 受験者が仕事をしながら受験することを考慮した、受験のための特別な準備が必要のない内容
適応性検査	筆記試験 試験時間20分
作 文	作文については、下記の記入要領に基づき、 <u>試験日当日に持参し、提出してください。</u> 【作文の記入要領】 課題：「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」 上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200字以内で記述してください。(ワープロ打ちでも可としますが、氏名は自署してください。) (1) 応募する職種に関する分野において、宮津市又は地方自治体を取り巻く現状・課題認識 (2) (1)の現状・課題を踏まえ、自らの職務経験を宮津市政にどう活かしていきたいか

## 第2次試験

## ① 身体検査

健康診断書提出により審査(健康診断書は、令和3年9月3日以後に診断されたものに限る。)

## ② 個別面接

自らの職務経験や宮津市政への活かし方等について、プレゼンテーション方式で説明・提案していただきます。

## 4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格発表	11月上旬(予定)	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	11月下旬(予定)	

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

## 5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登載し、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、令和5年3月31日までです。

## 6 採用予定年月日

令和4年4月1日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、令和3年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

提出書類	≪一般試験≫ ①受験申込書（写真は、申込前6か月以内に撮影した上半身前向き） ②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 ③最終学年までの成績証明書 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 ④保健師免許状の写し（保健師受験者のみ。） ※取得見込で受験される方は受験申込時には不要。 ⑤該当する手帳の写し（一般事務職（障害者対象）受験者のみ。）
	≪社会人試験≫ ①受験申込書（写真は、申込前6か月以内に撮影した上半身前向き） ②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可） ③最終学年までの成績証明書 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 ※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。 ④職務経歴書 ⑤該当する手帳の写し（一般事務職（障害者対象）受験者のみ。）
	封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、84円切手を貼ったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所 総務部 総務課 職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。

(ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

8 受験申込みの受付期間

令和3年9月3日(金)から令和3年9月24日(金)まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、9月24日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受験票は、募集期間終了後に申込者へ郵送しますが、10月8日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体等に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

・拡大鏡の使用、ルーペの持込み、人口内耳の装用、補聴器の使用、車椅子の使用は可能です。

9 給与等

(令和3年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	182,200円	163,100円	150,600円

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区 分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び 総合得点	各合格発表の 日から2週間	宮津市役所本館3階（総務 部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日 を除く、午前8時30分から 午後5時15分まで）
第2次試験		総合順位		

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121内線231・232

【参考】

地方公務員法第16条（抄）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図（略）

————— \* \* \* —————

宮津市公告第40号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和3年9月16日

宮津市長 城崎雅文

（以下掲示済）

————— \* \* \* —————

宮津市公告第41号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和3年度農用地利用集積計画（令和3年9月9日付け宮農委第40号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和3年9月17日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和3年9月17日

至 令和3年10月1日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— \* \* \* —————

宮津市公告第42号

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）第6条第1項の規定により、令和2年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和3年9月30日

宮津市長 城崎雅文

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部局別職員の採用状況（令和2年度）

部 局	採用者数
市長の事務部局	7人
教育委員会の事務部局	2人
合 計	9人

(2) 部局別職員の退職状況（令和2年度）

部 局	退職者数
市長の事務部局	8人
教育委員会の事務部局	2人
合 計	10人

(3) 部局別職員数の状況

部 局	区 分	令和2年4月1日			(参考)
		職員数	男	女	平成31年4月1日
市長の事務部局		163人	107人	56人	170人
議会の事務部局		4人	2人	2人	4人
選挙管理委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
監査委員の事務部局		1人	1人	0人	1人
教育委員会の事務部局		35人	16人	19人	35人
農業委員会の事務部局		2人	2人	0人	2人
公平委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
公営企業		13人	12人	1人	11人
合 計		218人	140人	78人	223人

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、平成28年度から任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、能力評価及び業績評価からなる人事評価制度を実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和2年度普通会計決算）

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 令和元年度の人件費
14,006,762千円	1,921,528千円	13.7%	1,914,174千円 (13.6%)

※ 令和2年度普通会計（一般会計と休日応急診療所事業特別会計）決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職のほか、市長などの給与、議会議員、消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	一般行政職		技能労務職		特別措置
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	
宮津市	320,455円	42.3歳	339,350円	56.1歳	—
(参考)国	327,564円	43.2歳	287,283円	50.9歳	

※ 一般行政職とは、税務職、看護・保健職など専門職を除く職種です。なお、給料月額は税金や保険料等控除前の金額です。

(3) 職員（一般行政職）の初任給等の状況（令和2年度）

区 分	宮津市		(参考) 国	
	初任給	採用経過2年経過日の給料月額	初任給	採用経過2年経過日の給料月額
大学卒	182,200円	193,900円	182,200円	193,900円
高校卒	150,600円	158,900円	150,600円	158,900円

(4) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
大学卒	261,600円	329,300円	364,200円
高校卒	232,800円	305,500円	341,600円

(5) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
	標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主査	課長補佐 係長 主任	課長	
職員数	18人	11人	72人	37人	19人	6人	163人
構成比	11.0%	6.7%	44.2%	22.7%	11.7%	3.7%	100.0%

## (6) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		月額等	特別措置	
給 料	市 長	720,000円	20%減額措置後	
	副市長	584,000円	20%減額措置後	
報 酬	議 長	430,000円	—	
	副議長	370,000円		
	議 員	350,000円		
期末手当		6月期	12月期	年間計
	市長・副市長	1.70月分	1.70月分	3.40月分
	議長・副議長・議員	1.70月分	1.70月分	3.40月分

## (7) 主な職員手当の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	宮 津 市			(参考) 国		
	支給対象	支 給 額 等			期末手当	勤勉手当
期末・勤勉 手当	基準日(6月1日・12月1日)の在職職員	支給期	期末手当	勤勉手当	同制度	
		6月期	1.30月分	0.95月分		
		12月期	1.30月分	0.95月分		
		年間計	2.60月分	1.90月分		
		(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算制度有				
※ 退職手当	退職職員	勤続区分	自己都合	早期・定年	同制度	
		勤続20年	19.669500月分	24.586875月分		
		勤続25年	28.039500月分	33.270750月分		
		勤続35年	39.757500月分	47.709000月分		
		最高限度額	47.709000月分	47.709000月分		
(加算措置) 定年前早期退職特例措置2%~45%加算						
扶養手当	扶養親族を有する職員	扶養親族区分	月 額		同制度	
		配偶者	6,500円			
		子	10,000円			
		その他	6,500円			
(加算措置) 16歳~22歳の扶養親族加算 5,000円						
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員	住居区分	月 額		同制度	
		借家等(最高支給限度額)	28,000円			
通勤手当	通勤距離(片道)2km以上の職員	通勤方法	月 額		同制度	
		交通用具(自動車等)	(2km) 2,000円~ (60km) 29,400円 駐車場加算 月額3,000円まで			
		交通機関(鉄道等)	定期券(又は回数券)相当額 (月額上限) 55,000円			
管理職手当	課長級以上の管理職員	部長級	給料月額×7% (50%削減措置後)		本府省 課長等 130,300円 など	
		課長級	給料月額×5% (50%削減措置後)			
時間外・休日勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員	勤務日の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.25 (深夜勤務は1.5)		同制度	
		週休日等(土・日・祝日等)の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.35 (深夜勤務は1.6)			

特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給（全5種類）			全27種類
	代表的なもの	社会福祉業務	1回2,000円（死亡人収容業務）	
		感染症防疫作業	1日1,000円	
その他の手当	単身赴任手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当			同制度

※ 平成17年4月1日から京都市市町村職員退職手当組合に加入しています。平成17年4月1日以降の退職者については、同組合から退職手当が支給されます。（支給率は、同組合の条例による支給率です。）

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（本庁など標準的なもの）

1週間の勤務時間 (月曜日～金曜日)	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇

制度概要	(参考) 令和2年の平均取得日数
1年につき20日付与(ただし、20日を限度に翌年へ繰り越し可)	9.4日

(3) その他の休暇・休業制度

休暇の種類	内 容	休暇日数	
病気休暇	原 因	公務上又は通勤による負傷・疾病	療養に必要と認められる期間
		結核性疾患	180日以内
		その他の負傷・疾病	90日以内
特別休暇	代表的なもの	産前・産後休暇（職員の出産時）	産前8週間・産後8週間
		結婚休暇（職員の結婚時）	7日以内
		忌引（職員の親族死亡時）	続柄に応じ1日～10日以内
		夏季休暇（夏期の諸行事等）	3日以内（7月～9月）
		子の看護等、学校行事への参加のための休暇	(1年につき) 子が1人：7日、子が2人：10日 子が3人以上：子の数-2日+10日
	その他16種類		
介護休暇	職員の配偶者、父母等が、負傷、疾病等のため介護を要する場合	6月以内	
育児休業	職員の子（3歳未満）の養育	職員の子が3歳に達する日まで	

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業・部分休業・育児短時間の取得状況（令和2年度）

育児休業取得者数	うち新規取得者	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数

(2) 自己啓発等休業の取得状況（令和2年度）

大学等過程の履修	国際貢献活動
0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数及び懲戒処分者数（令和2年度）

分限処分者数					懲戒処分者数				
免職	休職	降任	降給	小計	免職	停職	減給	戒告	小計
0人	4人	0人	0人	4人	0人	1人	0人	0人	1人

※ 「分限処分」とは、職員が長期療養その他の事由によりその職務を十分果たすことができない場合の処分であり、「懲戒処分」とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その職員の責任を確認し、職場の秩序と規律の維持・回復を図るために行う処分

す。

## 7 職員のサービスの状況

### (1) 職員の兼職等許可の状況（令和2年度）

区 分	許可件数	許可内容等
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0件	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件	
報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合	9件	国勢調査調査員ほか
合 計	9件	

## 8 職員の退職管理の状況

### (1) 職員の再就職の状況（令和2年度）

退職年度	再就職先		
	民間企業	公益財団法人	その他
平成30年度	0件	0件	0件
令和元年度	0件	0件	0件

※ 管理又は監督の地位にあった職員が退職し、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合は、再就職状況を届け出ることが義務付けられ、当該届出内容を公表するものです。

## 9 職員の研修の状況

### (1) 職員研修の実施状況（令和2年度）

研 修 区 分	延受研修者数	研修内容等
集合研修 (研修講師による開催研修)	43人	新規採用職員研修、人権研修ほか
委託研修 (研修機関等での研修)	102人	京都市府市町村振興協会（法制執務研修等）ほか
合 計	145人	

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の公務災害等の申請・認定件数（令和2年度）

区 分	申請件数	認定件数
公務災害	5件	5件
通勤災害	0件	0件

### (2) 職員の福利厚生の実施状況（令和2年度）

区 分	実施団体	主な事業内容
厚生制度 (地方公務員法第42条)	宮 津 市 職 員 互 助 会	弔慰金等給付事業・家族慰安事業・体育大会開催事業 ほか
共済制度 (地方公務員法第43条)	京都市府市町村 職 員 共 済 組 合	医療給付事業・年金給付事業・福祉事業（保健事業・ 宿泊事業・貯金事業ほか）

### (3) 宮津市職員互助会への補助金の交付状況（令和2年度）

区 分	内 容
会員数（令和2年4月1日現在）	314人（うち宮津市職員215人）
宮津市職員互助会一般会計歳入額	23,721,170円
うち宮津市補助金 (補助率)	2,514,321円 (給料月額0.3%（職員負担分は0.5%）)
宮津市職員互助会一般会計歳出額	8,052,001円
事務費	1,768,810円
福利厚生費	605,658円
事業費	602,283円
給付費	5,075,250円

## 11 公平委員会に係る業務の状況

### (1) 公平委員会の主な業務内容

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を行うこと。

② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。  
 (2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況（令和2年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

\* \* \*

宮津市公告第43号  
 公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。  
 令和3年9月30日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

\* \* \*

宮津市公告第44号

宮津市字由良の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。  
 令和3年10月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地図及び簿冊の名称  
 宮津市字由良の一部の地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間  
 令和3年10月1日（金）から令和3年10月21日（木）まで
- 3 閲覧場所及び日時  
 (1) 市役所閲覧

場 所	期 間	時 間
宮津市役所 建設部土木管理課 (宮津市字柳縄手 345-1)	令和3年10月1日（金） ～10月21日（木） ※ただし、土・日を除く。	午前9時～午後5時まで

(2) 現地閲覧

場 所	期 間	時 間
由良地区公民館 (宮津市字由良 1289-1)	令和3年10月7日（木） 及び10月8日（金）	午前9時～午後8時まで

- 4 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

## 水道企業

### 《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第13号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和3年9月30日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮水道指定第 S02061号

- (1) 名称 株式会社キセキ関西  
 (2) 所在地 京丹後市大宮町周枳1520番地の2  
 (3) 代表者 代表取締役 濱田 俊計  
 (4) 廃止年月日 令和3年9月15日

\* \* \*

宮津市上下水道告示第14号

宮津市指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条第2号の規定により告示する。

令和3年9月30日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

宮津市指定給水装置工事事業者

指定番号	名称	所在地	代表者	指定の有効期限
宮水道指定第S99045号	木下電器商会	京丹後市久美浜町老分820番地	代表 木下 登	令和8年9月29日
宮水道指定第S99046号	橋本設備	京丹後市大宮町口大野43番地	事業主 橋本 哲男	令和8年9月29日
宮水道指定第S00048号	藤本設備	与謝郡与謝野町字下山田1798番地の3	代表 藤本 康雄	令和8年9月29日
宮水道指定第S00049号	株式会社三野工務店	与謝郡与謝野町字三河内1076番地の24	代表取締役 三野 孝行	令和8年9月29日
宮水道指定第S00050号	株式会社滝口工務店	舞鶴市字伊佐津339番地1	代表取締役 瀧口 靖規	令和8年9月29日
宮水道指定第S01051号	小田電気工事店	与謝郡与謝野町字金屋 66 番地の1	代表取締役 小田 陸雄	令和8年9月29日
宮水道指定第S01052号	大西衛生株式会社	京丹後市丹後町大山1381番地	代表取締役 大西 明	令和8年9月29日
宮水道指定第S01054号	久保設備	与謝郡与謝野町字岩滝439番地17	代表 久保 馨	令和8年9月29日
宮水道指定第S01055号	有限会社三富建設	宮津市字日置2701番地	代表取締役 三富 重義	令和8年9月29日
宮水道指定第S02056号	岡安設備工業有限会社	舞鶴市字寺内16番地の4	代表取締役 岡安 伸二	令和8年9月29日
宮水道指定第S02057号	西口設備	宮津市字溝尻5番地の1	代表 西口 二郎	令和8年9月29日
宮水道指定第S02062号	有限会社柳水道	与謝郡与謝野町字加悦奥140番地の3	代表取締役 柳 良樹	令和8年9月29日
宮水道指定第S03063号	牧野建設株式会社	宮津市字大垣294番地	代表取締役 牧野 周一	令和8年9月29日
宮水道指定第S03064号	源和住工株式会社	綾部市里町鹿ノ子8番地の1	代表取締役 山本 嘉和	令和8年9月29日
宮水道指定第S03065号	株式会社和田組	宮津市字外垣24番地	代表取締役 後藤 治幸	令和8年9月29日
宮水道指定第S03066号	フジヨシ電機商会	宮津市字万年1025番地	代表 藤原 良造	令和8年9月29日

## 教育委員会

### 《告 示》

宮津市教育委員会告示第22号

令和3年第11回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月24日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和3年9月28日（火）午前9時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

## 農業委員会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和3年9月3日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和3年9月9日（木）午前8時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題  
議案第30号 非農地証明交付申請の承認について  
議案第31号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について